

福津市マイナンバーカード交付等業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年12月23日

福津市長 福井 崇郎

## 1 契約担当部局

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

福津市市民生活部市民課市民係

電話 0940-43-8103

Email shimin@city.fukutsu.lg.jp

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 福津市マイナンバーカード交付等業務
- (2) 業務内容 マイナンバーカード交付等業務
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

## 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和6・7年度福津市一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に、業種・役務の提供、大分類・サービス、小分類・人材派遣で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (3) 福津市から福津市指名停止措置要綱（平成17年1月24日告示第6号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 令和2年度から令和6年度の間自治体から受注したマイナンバーカード交付等業務等の受注実績を有すること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステムの規格 ISO/IEC 27001、JIS Q27001 のいずれ

かを認証取得していること。

#### 4 実施要領等の交付期間及び方法

福津市マイナンバーカード交付等業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月19日（月）まで

##### (2) 交付方法

福津市ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約情報 > プロポーザル方式

#### 5 参加手続等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年1月19日（月）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による。

##### (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

##### (3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年2月6日（金）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による。

#### 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 7 受注候補者の特定

福津市マイナンバーカード交付等業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否 要する。

### (4) 支払条件 毎月後払いとする。

## 9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 受注候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、3に掲げる要件を待たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。